

消費者庁関連法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案等の概要

第1 背景

第171回通常国会において、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成21年法律第48号）及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成21年法律第49号）が成立し6月5日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において施行することとされている。

消費者庁の設立にあたっては、次に掲げる関係政令について所要の規定の整備等を行う必要がある。

第2 概要

関係政令の整備にあたり、改正の概要を次に示すので、意見を募集します。

1 消費者庁及び消費者委員会設置法及び消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案

（1）農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令の一部改正案

ア 消費者庁長官に委任されない権限

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十三条第一項の規定に基づき、消費者庁長官に委任されない権限として、飲食料品の品質に係る表示基準の策定等を定める。

イ 都道府県が処理する事務

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第二十三条第二項の規定に基づき、表示義務違反による指示に従わなかった事業者に対する命令及びその公表に関する事務のうち、いわゆる県域業者である製造業者等に対する事務については、都道府県知事の事務とすることを定める。

（2）食品衛生法施行令の一部改正案

・ 消費者庁長官に委任されない権限

食品衛生法第七十条第三項の規定に基づき、消費者庁長官に委任されない権限として、食品・添加物等の表示基準の策定等を定める。

（3）宅地建物取引業法施行令の一部改正案

・ 消費者庁長官に委任されない権限

宅地建物取引業法第七十八条の二第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任されない権限として、国土交通大臣に対する資料等の提出要求等を定める。

(4) 割賦販売法施行令及び割賦販売法施行令の一部を改正する政令（平成二十一年政令第百十八号）の一部改正案

ア 主務大臣の消費者委員会及び消費経済審議会への諮問

割賦販売法第三十六条第二項の規定に基づき、政令の改廃の立案を行うにあたっての諮問に関して、内閣総理大臣は消費者委員会に、経済産業大臣等は消費経済審議会に諮問するものと定める。

イ 報告の徴収

割賦販売法第四十条各項の規定に基づき、内閣総理大臣が下記の事業者に対し報告及び物件の提出を命ずることができる事項について、それぞれ次のように定める。

① 許可割賦販売業者

前払式割賦販売に係る業務の運営に関する事項

② 包括信用購入あっせん業者

業務の運営に関する措置の実施状況

③ 個別信用購入あっせん業者

個別信用購入あっせん契約に係る契約の内容及びその締結状況、個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査に関する事項、個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み等に関する事項、業務の運営に関する措置の実施状況

ウ 消費者庁長官に委任されない権限

割賦販売法第四十八条第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任されない権限として、経済産業大臣に対する資料等の提出要求等を定める。

(5) 家庭用品品質表示法施行令の一部改正案

・ 消費者庁長官に委任されない権限

家庭用品品質表示法第二十三条第一項の規定に基づき、消費者庁長官に委任されない権限として、家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項の策定等を定める。

(6) 消費生活用製品安全法施行令の一部改正案

ア 報告の徴収

消費生活用製品安全法第四十条第三項の規定に基づき、内閣総理大臣

が消費生活用製品の製造又は輸入事業者に対して報告をさせることができる事項として、消費生活用製品の種類、数量、製造又は保管若しくは販売の場所、主たる販売先、当該消費生活用製品の使用に伴い発生した危害及びその再発の防止のために講じた措置に関する事項等と定める。

イ 消費者庁長官に委任されない権限

消費生活用製品安全法第五十六条第一項の規定に基づき、消費者庁長官に委任されない権限として、経済産業大臣に対する独立行政法人製品評価技術基盤機構への立入検査の要請を定める。

(7) 特定商取引に関する法律施行令及び特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成21年政令第117号）の一部改正案

ア 主務大臣の消費者委員会及び消費経済審議会への諮問

特定商取引に関する法律第六十四条各項の規定に基づき、政令の改廃の立案を行うにあたっての諮問に関して、内閣総理大臣は消費者委員会に、経済産業大臣は消費経済審議会に諮問する等と定める。

イ 消費者庁長官に委任されない権限

特定商取引に関する法律第六十七条第二項に基づき、消費者庁長官に委任されない権限として、指定法人の指定等を定める。

ウ 経済産業局長への権限の委任

特定商取引に関する法律第六十九条第二項の規定に基づき、消費者庁長官の権限のうち訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、特定継続的役務提供、連鎖販売、業務提供誘引販売に関する取引を行う事業者等に対する報告徴収及び立入検査、指示、業務停止命令等の権限について、経済産業局長も行うことができるものと定める。

(8) 貸金業法施行令の一部改正案

・ 財務局長等への権限の委任

貸金業法第四十五条第二項の規定に基づき、金融庁長官に委任された権限のうち、財務局長等に委任する権限から、消費者庁長官に対する協議等を除くことを定める。

(9) 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部改正案

・ 消費者庁長官に委任されない権限

特定商品等の預託等取引契約に関する法律第十三条の二の規定に基づき、消費者庁長官に委任されない権限として、国務大臣に対する資料等の提出要求等を定める。

(10) 住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令の一部改正案

- ・ 消費者庁長官に委任されない権限

住宅の品質確保の促進等に関する法律第九十九条第二項の規定に基づき、消費者庁長官に委任されない権限として、日本住宅性能表示基準の策定等を定める。

(11) 健康増進法施行令の一部改正案

ア 登録試験機関の登録更新手数料の額

健康増進法第二十六条の五第二項において準用する同法第二十六条の二に基づき、登録試験機関の登録更新手数料の額を十五万九千円と定める。

イ 消費者庁長官に委任されない権限

健康増進法第三十五条第三項に基づき、消費者庁長官に委任されない権限として、栄養表示基準の策定等を定める。

ウ 地方厚生局長への権限の委任

健康増進法第三十五条第四項の規定に基づき、誇大表示を行った者に対する勧告及び勧告に係る措置をとらなかった者に対する措置命令の権限を、違反者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長に委任することを定める。

健康増進法第三十五条第四項の規定に基づき、誇大表示に係る食品の検査及び収去権限を、製造施設、貯蔵施設又は販売施設の所在地を管轄する地方厚生局長に委任することを定める。

(12) 消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令の一部改正案

- ・ 消費者庁長官に委任されない権限

消費者契約法第四十八条の二に基づき、消費者庁長官に委任されない権限として、適格消費者団体の認定等を定める。

2 不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令案

(1) 消費者庁長官に委任されない権限

不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項に基づき、消費者庁長官に委任されない権限として、景品類及び表示の定義の指定等を定める。

(2) 公正取引委員会への権限の委任

不当景品類及び不当表示防止法第十二条第二項に基づき、事業者に対する報告の徴収及び立入検査等の権限を、公正取引委員会に委任することを定める。

3 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第三十一条第一項の消費者庁長官に委任されない権限に関する政令案

- ・ 消費者庁長官に委任されない権限

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第三十一条第一項に基づき、消費者庁長官に委任されない権限として、登録送信適正化機関の登録等を定める。

第3 今後のスケジュール（予定）

公布： 8月

施行： 9月